

令和7年度 小川町指名停止業者一覧

番号	概要	適用条項	対象有資格者	代表者	住 所	指名停止措置期間
6	当該業者は、同社営業部長が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事をめぐり、群馬県議ら数人と共謀し、一般競争入札の条件を同社に有利にするよう意見や要望を反映した入札公告案を市に働きかけて案のとおり公告させ、同社が代表のJVに落札させ入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に埼玉・群馬両県警の合同捜査本部に逮捕された。このことは、契約の相手方として不適当であると認められる。	小川町指名停止等措置 要綱 第2条別表第2第4号 (競売入札妨害又は談合)	関東建設工業株式会社 (さいたま支店)	高橋明	埼玉県さいたま市北区東大成町1-548-3 カンケンさいたまビル6F	令和7年7月8日から (4ヶ月)  令和7年11月7日まで
7	当該業者は、同社代表取締役及び役員が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事をめぐり、群馬県議ら数人と共謀し、一般競争入札の条件を同社の元請け会社に有利にするよう意見や要望を反映した入札公告案を市に働きかけて案のとおり公告させ、元請け会社が代表のJVに落札させ入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に埼玉・群馬両県警の合同捜査本部に逮捕された。このことは、契約の相手方として不適当であると認められる。	小川町指名停止等措置 要綱 第2条別表第2第4号 (競売入札妨害又は談合)	株式会社グンエイ (深谷支店)	蓮沼敏美	埼玉県深谷市西島5-13-10	令和7年7月8日から (6ヶ月)  令和8年1月7日まで
8	当該業者は、同社支店長が宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、同市職員から事前に設計価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕された。このことは、契約の相手方として不適当であると認められる。	小川町指名停止等措置 要綱 第2条別表第2第4号 (競売入札妨害又は談合)	株式会社 中央技術コンサルタンツ (北関東支店)	甲斐琴子	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-37	令和7年8月19日から (5ヶ月)  令和8年1月18日まで
9	令和7年7月11日、大久保浄水場西部系8号PC浄水池内の防食塗装修繕工事を施工中、労働災害が発生し、現場代理人1名が負傷した。被災者は単独で作業中、池内ビット(深さ3.9m)に落下し、腰椎骨折、大腿骨骨折、顔面骨骨折及び多発外傷を負った。 これを受け、令和7年7月15日、さいたま労働基準監督署長から「使用停止等命令書」が受注者に対して交付された。このことは、受注者の安全管理の措置が不適当であったことにより関係者に負傷者を生じさせたと認められる。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められる。	小川町指名停止等措置 要綱 第2条別表第1第8号(建設工事等関係者事故)	株式会社東洋	田中健志郎	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地4-9-21	令和7年9月25日から (1ヶ月)  令和7年10月24日まで

令和7年度 小川町指名停止業者一覧

番号	概要	適用条項	対象有資格者	代表者	住 所	指名停止措置期間
10	対象事業者が設計した「川島町立小中学校体育館LED化及び空調設置工事設計業務委託」において、誤った図面（キュービクル設備の容量不足）の提出が判明したため。このことは、契約の相手方として不適当であると認められる。	小川町指名停止等措置要綱 第2条別表第1第3号(粗雑工事等)	株式会社ノア建築研究所	小嶋秀夫	埼玉県川越市鯨井1068	令和7年9月25日から (2ヶ月) 令和7年11月24日まで
11	当該業者は、上里町が発注した設計業務委託において、構造計算上の瑕疵が確認され、かつ上里町による停止処分がなされた。このことが過失により業務を粗雑にしたと認められるため。	小川町指名停止等措置要綱 第2条別表第1第3号(粗雑工事等)	株式会社松下設計	松下充孝	埼玉県さいたま市中央区上落合1-8-12	令和7年10月10日から (2ヶ月) 令和7年12月9日まで
12	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	小川町指名停止等措置要綱 第2条別表第2第3号イ(独占禁止法違反行為)	極東開発工業株式会社	布原達也	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	令和7年10月10日から (4ヶ月) 令和8年2月9日まで
13	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表されたため。	小川町指名停止等措置要綱 第2条別表第2第3号イ(独占禁止法違反行為)	新明和工業株式会社 産機システム事業部環境システム本部営業部 流体事業部営業本部関東支店	五十川龍之	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年10月10日から (4ヶ月) 令和8年2月9日まで